

川崎市立末長小学校PTA規約

第1章 総則

第1条 (名称と事務局)

本会は、川崎市立末長小学校PTAといい、事務局を同校内におく。(213-0013 川崎市高津区末長 3-8-1 電話 044-866-7642)

第2条 (構成)

本会の会員になることのできる者は、本校児童の保護者と教職員である。

第3条 (目的)

本会は、会員および教職員が協力し児童が健全で充実した学校生活を過ごせるよう、支援することを目的とする。

第4条 (活動)

本会は、第3条の目的のため次の活動を行う。

1. 家庭・学校・地域と連携し、児童にとっての成長に関わる支援。
2. 児童にとって充実した教育環境の整備。

第5条 (運営方針)

1. 本会は、児童のために活動する他の団体機関と協力する。ただし、運営については他の干渉を受けない。
2. 本会は、特定の宗教および政党を支持しない。
3. 本会は、学校教育向上のために意見や参考資料を提出するが、学校管理や人事などには干渉しない。

第2章 機関

第6条 (集会)

本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 議決機関
3. 役員会及び会計監査
4. 特別委員会

第1節 総会

第7条 (開催)

総会は、年度始めに書面にて定期総会を開催し、臨時総会は必要に応じて随時開催する。

必要に応じて会長が招集する。また全会員の十分の一以上の要請があるときは、開催することができる。

第8条 (付議事項)

総会は、次のことを決議または承認する。

1. 年度活動計画
2. 年度予算・決算
3. 役員及び会計監査の選出
4. 規約の変更
5. その他の議事

第9条 (成立と議決)

総会は全会員の五分之一以上(委任を含む)をもって成立する。総会の議事は、議決権行使会員の過半数で議決する。

第2節 議決機関

第10条 (構成)

議決機関は、役員会、校長、教頭、教務主任をもって構成する。

第11条 (招集)

議決機関は、必要に応じ会長が随時招集し議長となる。

第12条 (任務)

議決機関は必要な事項を審議決定する。

第13条 (任期)

議決機関の任期は、その年度とする。

第3節 役員会及び会計監査

第14条 (役員会及び会計監査)

本会に役員会及び会計監査をおく。役員会は会長、副会長、書記、会計、区P運営委員(区P協役員)をもって構成する。

第15条 (任務)

役員会(役職毎)

1. 会長は本会を代表し、会務をまとめる。

2. 副会長は会長を補佐、会の運営、役員を選考、会長不在の場合は代行する。
3. 書記は諸会合の通知、議事の記録、文書の処理保管にあたる。
4. 会計は金銭の収支を記帳し、会計監査の監査を経て総会に決算報告を行う。
5. 区P運営委員（区P協役員）は他校と意見交換を行う。

会計監査

会計監査は会計を監査し、その結果を総会で報告する。

役員会（全体）

1. 年間の活動計画の立案および予算の作成をする。
2. 総会の決定にしたがい会の運営を行い、総会に報告する。
3. 総会に提出する議題を審議し提案する。
4. 特別委員会に関する事項を決定し、その活動を支持する。
5. その他必要な事項を審議決定する。

第16条（選出）

役員を選出は、役員会が会員の中より候補者を募り総会において選出する。

教職員の役員を選考にあたっては教職員に一任し候補者とする。

第17条（任期）

役員および会計監査の任期は、2年とし再選は妨げない。

役員および会計監査の補充は、役員会において協議決定し、結果を会員に通知する。

会長の補充は副会長の協議により1名が昇格する。副会長の補充は行わない。後任者の任期は前任者の残任期間とする。

第4節 特別委員会

第18条

特別委員会は役員会が必要に応じて設け募集することができる。

第3章 会計

第19条（経費）

本会の経費は会費、事業収入、その他をもってあてる。

第20条（会計年度）

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付 則

第21条（規約の改廃）

本規約の改廃は、総会において議決権行使会員の過半数の承認を得なければならない。

第22条（細則）

細則は必要に応じ別に定める。

第23条（規約の発効）

本規約は令和6年4月1日より実施する。

細 則

（会費）

本会の会費は会員一世帯月額250円とする。会費納入は学校収金と併せて行うこととする。

尚、事情により会費の免除をすることができる。

（入退会）

入学の際に入会の意味確認を行い、入会を希望しない場合は「非加入届け」を提出する。

また、途中で退会希望の際は「退会届」を提出し、会費の引落とし停止は退会届提出の翌月から適用とする。

（慶弔内規）

対称：保護者・児童・教職員の不幸、 慶弔：5000円・生花、 参加：PTA代表

返礼は一切ないものとする。 特別な場合は役員で決定し議決機関に報告する。